

流山市立東深井小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月10日

流山市立東深井小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応に当たり、正確に丁寧な説明を行っていく。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

2 いじめ防止の取り組み

本校は、「やる気いっぱい・笑顔いっぱい・元気いっぱい」をめざす子どもの姿として、学校教育目標の重点に掲げている。全校児童が、毎日、「笑顔いっぱい」（豊かな心）元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動をとおしていじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

・学級ごとに話し合い、学級開き1ヶ月をめぐりに「いじめゼロ宣言」を策定する。その後、各学級に掲示し常に意識化を図る。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

・「いのちを大切にするキャンペーン」や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を計画的に活用する。

3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

・あいさつ運動の実施

人間関係の基本は、あいさつである。児童会活動を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

・ふれあい給食・活動（年8回）を実施し、異学年の交流遊びを行う。

（シスター学級 1・6年、2・4年、3・5年）

3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

(1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童等の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童等の暴力や暴言だけでなく、人間関係や生活ぶりにも注視し(休み時間等も含む)、互いに密に連携して早期発見に努める。

(2) いじめ調査を行う。

定期調査として、委員会からの調査を年2回、学校での調査を年6回「学校生活アンケート」行う。

全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたてて、組織的に早期対応をすすめる。いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議し、対応に当たる。

(3) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○教育相談担当教諭の活用（状況により市スクールカウンセラーの活用）

○いじめ相談窓口の設置（児童：生徒指導主任、養護教諭 保護者：教頭）

(4) いじめに対する措置

- ・指導者はいじめの指導をするにあたり、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」は、加害者と同じいじめをしていることを留意する。
- ・いじめの情報をつかんだ場合、個別に面談を行うなどして、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等への指導（具体的な記録を取って事実確認を行う、いじめに至る背景や心情の理解をする、いじめは絶対に許されないことの再確認等）とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、スクールカウンセラーの活用や、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、加害者が被害者や通報者に圧力等をかけないように、その状況によって発覚元を知らせないなどの措置をとる。
- ・犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。

4 教育相談体制

- ・日常的に児童等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ・定期には、生活アンケート調査の後、教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。
- ・教育相談日の設定…毎月第1金曜日を教育相談日として保護者向けに周知する。
- ・なやみごと相談箱の設置
校長室前になやみごと相談箱を設置し、児童からの相談を受ける。
- ・市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言をいただく。

5 生徒指導体制について

- ・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくことについて活動を行う。
- ・いじめの早期発見、防止のために月1回の生徒指導部会でも情報交換を行い、共通理解を図った上で多角的に確認する。
- ・いじめ事案解決に当たっては、一人で抱え込まず、組織的に行う。

6 重大事案への対処について

- 生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。
- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・教育委員会と協議の上、事案について生徒指導部会を中心に継続して対応する。
 - ・いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について電話、必要に応じて面談等を行い、報告する。

7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

- ・年間の研修計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。教職員は、自らの不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する可能性を理解し、日々の指導に取り組む。
- ・外部講師を招聘する。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を目指す。（自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながるため。）
- ・学級や学年の取り組みの中で、過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高めることにつながり、いじめを誘発する可能性を理解し、日々の指導にあたる。

8 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの人権110番」等の学校以外の相談・通報窓口の活用

9 その他

全校児童に知らせることにより、児童等からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。

学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。また、学校評価アンケート等を通して、校内のいじめに対する取り組みについて評価を行う。

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

(付則) この方針は平成26年4月1日から施行する。

(付則2) 平成29年3月28日改訂。

(付則3) 平成30年3月23日改訂。

(付則4) 平成30年4月10日改訂。